

第39回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成22年3月1日（月）午前10時30分～午前11時05分

2 場 所 大阪産業創造館 6階会議室E

3 出席者

(1) 委員 池田委員、稲岡委員、内田委員、加藤委員、河井委員、塚本委員、難波委員、馬場委員

(2) 事務局 経済局：山田商業立地担当課長 西成区：土井総合企画担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「（仮称）ライフ西天下茶屋店」〔新設〕

(2) 「（仮称）心斎橋S Iビル」〔新設〕

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「（仮称）ライフ西天下茶屋店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 当該店舗の設置者は、深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、来客の自動車の案内経路において、店舗周辺の住宅

地の生活道路への滲み出し等が懸念されるため、案内経路の周知徹底に努めるよう要望する。

② 「(仮称)心斎橋S Iビル」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 当該店舗の設置者は、深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。
- ・ 自動車による来客について、公共交通機関の利用促進の呼びかけるとともに、隔地駐車場への来客の自動車を案内する経路の周知を図り、隔地駐車場の利用促進に努めるよう要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 届出要約書

資料3 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況(報告事項)

7 問い合わせ先 大阪市経済局産業振興部商業振興担当

(電話) 06-6208-8967